

八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付要綱

(令和8年1月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている八女市内の介護保険指定事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は同法に規定する介護老人保健施設若しくは通所リハビリテーション（福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱の規定による支援（令和7年度分に限る。）の対象とならないものに限る。）に係る各サービス（以下「介護保険サービス」という。）を提供する事業所をいう。以下「対象施設」という。）が利用者にサービスを安定的に提供できるよう支援するため、八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において対象施設を有し、申請日（第4条第1項の規定により申請を行った日をいう。以下同じ。）に当該対象施設において介護保険サービスの提供を実施している事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援金の交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、支援金を交付しないものとする。

(1) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である場合

(2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員である場合

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(4) 申請日において、市長に対して介護保険法の規定に基づき事業を廃止し、又は休止する旨の届出を行っている場合

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額に、基準日における定員数、登録定員数又は事業所数を乗じて得た額とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる資料を別に定める日までに対象施設ごとに市長に提出しなければならない。

（1） 八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）

（2） 八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金（介護サービス事業所・施設等）申請内容内訳書（様式第2号。以下「内訳書」という。）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 前項の規定による交付の申請は、実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書、内訳書等を受け付けたときは、速やかにその内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定に基づき、支援金を交付する場合は八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、支援金を不交付とする場合は八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、支援金の交付の決定を受けた事業者が次のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消すとともに、当該事業者に対して既に交付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（1） 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定を受け、又は支援金の交付を受けたとき。

（2） 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により前項の事業者に通知するものとする。

(調査協力)

第7条 市長は、第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事項について警察へ照会するため、申請者（法人の場合は役員）の氏名、生年月日その他必要な事項を記載した名簿の提出を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、申請書の内容に関する調査について、申請

者に協力を求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	事業種別	電気の種類	単価
入所系	認知症対応型共同生活介護	高圧	定員1人当たり 24,900円
		低圧	定員1人当たり 24,100円
	介護老人保健施設	高圧	定員1人当たり 12,900円
		低圧	定員1人当たり 12,100円
通所系	認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び通所リハビリテーション	高圧	定員又は登録定員1人当たり 9,200円
		低圧	定員又は登録定員1人当たり 8,100円
訪問系	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、居宅介護支援及び介護予防支援	高圧及び 低圧	1事業所当たり 12,600円

備考 この表において、「高圧」とは契約電力が50KW以上又は供給電圧が6,000V以上の電力をいい、「低圧」とは「高圧」以外の電力をいう。

様式第1号（第4条関係）

八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付申請書(実績報告書兼請求書)

令和 年 月 日

八女市長

のことについて、下記のとおり申請します。

記

1 申請者等情報

法人住所 (通知書送付先)	〒		
法人名	印 (署名又は記名押印)		
代表者の職・氏名	職名	氏名	
申請に関する担当者	職名	氏名	
連絡先	電話番号	E-mail	

2 申請内容（内訳は様式第2号のとおり）

区分	電気	定員等数	単価	申請金額
入所系 (認知症対応型 共同生活介護)	高圧	人	24,900 円	円
	低圧	人	24,100 円	円
入所系 (介護老人保健施)	高圧	人	12,900 円	円
	低圧	人	12,100 円	円
通所系	高圧	人	9,200 円	円
	低圧	人	8,100 円	円
訪問系	-	か所	12,600 円	円
交付申請額				円

3 振込口座情報

金融機関名	支店名			預金種別	
金融機関コード				支店コード	
口座名義人（カタカナ）				口座番号（右詰め）	

※預金種別については、該当するものを記入してください。

※口座名義人（カタカナ）は通帳の記載どおりに記入してください。

※振込口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナが全て確認できる
通帳等の写しも提出してください。

※個人名義の口座ではなく、法人又は事業所名義の口座を記入してください。

4 確認事項

以下の確認事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

(確認事項)

次の各事項のいずれにも該当する者でなければ、支援金を交付しない。

<input type="checkbox"/>	①交付対象者の要件を満たしていること。
<input type="checkbox"/>	②交付のために提出した資料に虚偽がないこと。
<input type="checkbox"/>	③支援金を重複して申請しないこと。
<input type="checkbox"/>	④八女市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたくっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
<input type="checkbox"/>	⑤事業を廃止し、又は休止する旨の届出を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	⑥虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じることに同意すること。
<input type="checkbox"/>	⑦個人情報の取扱いに関して、支援金の交付手続に必要な範囲で関係部局と共有することに同意すること。

5 提出資料（該当する□にチェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/>	(1)本申請書
<input type="checkbox"/>	(2)申請内容内訳書（介護サービス事業所・施設等）
<input type="checkbox"/>	(3)振込先の通帳等の写し
<input type="checkbox"/>	(4)電気料金請求書等の写し ※高圧受電の事業所等のみ

法人名	

整理番号	事業所番号	事業所名	サービス種別 (記入例を参考に種別を記入してください。)	(事業所数) 定員数	電気	単価	申請金額
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 各介護予防サービスを含みますが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱います。
 ※ 1つの事業所番号で複数の介護事業を実施している場合は、入所系、通所系、訪問系それぞれの事業について申請可能です。ただし、八女市に届出等を行っている事業所等に限ります。

【契約形態について】

- ※ 高圧電力とは契約電力が50kW以上又は供給電圧が6,000V以上の電力のことを指します。
- ※ 低圧電力とは高压電力以外の電力のことを指します。
- ※ 入所系及び通所系の事業所等で電気区分が確認できない場合は、単価の低い方で支援を行います。

様式第3号（第5条関係）

八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けで申請のあった支援金について、八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付決定事業所	
交付決定金額	円
交付（振込み）予定日	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けで申請のあった支援金について、八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 不交付事業所

2 不交付の理由

様式第5号（第6条関係）

八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付け 第 号により通知した交付決定について、八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定を取り消した事業所

2 交付決定を取り消した額 _____ 円

3 交付決定取消しの理由